

## 「めぐろ芸術文化振興プラン」改定にかかる目黒区芸術文化振興計画 改定懇話会の意見（中間のまとめ）について

### 1 めぐろ芸術文化振興プラン改定の経緯等

目黒区芸術文化振興条例第4条に定める芸術文化振興のための計画として、平成17年11月に、「めぐろ芸術文化振興プラン」（以下「芸文プラン」という。）を策定し、芸術文化の振興に努めてきたところであるが、芸文プランの計画期間は平成27年度末で終了する。

この間、少子高齢化社会や人間関係の希薄化に伴って、地域コミュニティが脆くなりやすい社会の中で、人と人をつなげる芸術文化活動を、生活の中で世代を超えて共に楽しみ、継承していくことは、とても大切なこととなっている。

区では、平成26年度に芸文プランの改定に向けて、「目黒区芸術文化振興計画改定懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置するとともに、区民要望を捉えるため「芸術文化に関する意識調査」を行ったところである。懇話会では、区長からの求めに応じ、芸文プランの改定の方向性などについて検討を進めてきたが、この度、懇話会意見（中間のまとめ）が取りまとめられた。この中間のまとめに対して区民からの意見募集を行い、聴取した意見を反映させながら懇話会で意見をまとめ、区長に意見書を提出する予定である。

(10年向)

### 2 懇話会意見（中間のまとめ）の概要

#### (1) 計画の改定にあたって

芸術文化を取り巻く状況と計画の位置づけの確認、計画期間及び芸術文化の範囲について整理している。

#### (2) 現状と課題

これまでの取組みの評価、区民意識調査等の分析を踏まえ、今後の課題について述べている。

#### (3) 芸文プランの基本的な考え方

区民が普段から芸術文化に触れられ、自ら身近な芸術文化活動に関わり、芸術文化によるコミュニケーションが活発になるよう、芸術文化活動で生まれる「縁」の形成とその充実を図ることにより、芸術文化を振興すべきであるとしている。

#### (4) 施策の体系

目的達成のため、3つの目標を設定し芸術文化を推進する施策の方向を示している。

ア 芸術文化への多彩なアプローチづくり

イ 芸術文化活動への支援

ウ ネットワークの充実

#### (5) 推進体制

芸文プランを推進していくために、区の各所管の連携、様々な芸術文化活動主体との連携及び施策の進捗状況の把握と評価の必要性について述べている。

### 3 中間のまとめに対する意見募集の方法

めぐろ区報及びホームページに掲載し周知する。(平成27年6月15日～7月14日)  
なお、中間のまとめの全文については、ホームページへの掲載や総合庁舎1階区政情報コーナー、地区サービス事務所、図書館、文化・交流課、文化施設等の区施設で閲覧を行う。

#### 4 今後のスケジュール

平成27年	6月15日	意見募集を区報、ホームページに掲載
	8月	懇話会で意見書の取りまとめ
	12月	改定素案策定、パブリックコメント
平成28年	2月	改定案の決定
	3月	計画改定

以 上

# 「めぐろ芸術文化振興プラン」

## 改定にあたっての意見（中間のまとめ）

平成27年6月

目黒区芸術文化振興計画改定懇話会



# 目 次

## 第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の背景	
(1) 意見(中間のまとめ)にあたって	1
(2) 芸術文化を取り巻く状況	1
(3) 国・都の動向	1
2 芸術文化振興プランの位置付けと期間	
(1) 位置付け	2
(2) 計画期間	3
(3) 芸術文化の範囲	3

## 第2章 現状と課題

1 これまでの取組み	4
2 芸術文化施策に関する意識調査結果等	
(1) 芸術文化に対する意識	4
(2) 情報の多様化	5
(3) 子どもの頃から親しむ芸術文化の振興	5
(4) 気軽に参加できる芸術文化活動	5
3 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査	6
4 今後の課題	
(1) 様々な分野との連携強化による多彩な施策の展開	6
(2) コミュニティ形成や生きがいづくりをはじめとした施策の充実	6
(3) 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とする多文化の地域交流の発展	6
(4) 区立芸術文化施設のさらなる活用	7

## 第3章 芸術文化振興プランの基本的な考え方

1 芸術文化振興の目的	9
2 芸術文化振興の目標	
(1) 芸術文化への多彩なアプローチづくり	10
(2) 芸術文化活動への支援	10
(3) ネットワークの充実	10

## 第4章 芸術文化振興に向けた施策の推進

1 体系図(案)	11
----------	----

2 施策の方向	
【目標1】芸術文化への多彩なアプローチづくり	12
(1)鑑賞・創造・参加の機会の充実	
(2)伝統文化との出会いの充実	
(3)多様な芸術文化体験の促進	
(4)情報収集と発信	
【目標2】芸術文化活動への支援	13
(1)子どもから高齢者までの芸術文化活動支援	
(2)ノーマライゼーション社会における芸術文化活動支援	
(3)区民が主体となる芸術文化活動への支援	
(4)芸術文化活動の環境整備	
【目標3】ネットワークの充実	14
(1)芸術家、文化人の活動支援	
(2)芸術文化活動の担い手の活用・支援	
(3)地域特性にあった文化縁の形成支援	
(4)様々な分野との芸術文化の連携・協力	
(5)芸術文化に関わる施設、団体、企業との連携・協力	15
第5章 芸術文化振興プランの推進体制	
1 区の推進体制	16
2 様々な芸術文化活動主体と連携する仕組み	16
3 施策の進捗状況の把握と評価	17
参考資料	
1 目黒区芸術文化振興条例	
2 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会設置要綱	
3 懇話会検討の経過	
4 現行「めぐろ芸術文化振興プラン」の実績	
5 現行「めぐろ芸術文化振興プラン」の評価	
6 目黒区文化ホール、目黒区美術館利用状況	
7 芸術に関する区民意識調査	
8 目黒区世論調査(抜粋)	
9 区政に対する意識調査(抜粋)	
10 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査(抜粋)	
11 文化施設における利用者アンケート	
12 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針(抜粋)	
13 文化芸術立国中期プラン(抜粋)	
14 東京文化ビジョン(抜粋)	

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 計画改定の背景

### (1) 意見（中間のまとめ）にあたって

目黒区は平成17年に「めぐろ芸術文化振興プラン」（以下「芸術文化振興プラン」といいます。）を策定し、芸術文化の振興に取り組み成果をあげてきましたが、様々に変化していく社会状況に対応していくため、今回、芸術文化振興プランの改定を予定しております。

目黒区から意見を求められました懇話会では、定住志向の高い目黒区において、芸術文化の「縁」に着目し、芸術文化を通して人や地域を結び、地域の中で育まれる、より豊かなコミュニティが重要であると捉えました。

地域の文化資源は、その地域のアイデンティティの再認識や地域活動にもつながります。新たな計画に改定するにあたっては、社会状況の変化を的確に捉え、新たな環境変化に対応していくことが大切です。

### (2) 芸術文化を取り巻く状況

少子高齢化社会において、幅広い世代の区民が生涯にわたって芸術文化を享受し、芸術文化活動に参加することを通じて生き生きと生活することは、地域や社会の活性化を図る上で重要なこととなっています。特に、高齢化していく団塊世代について、健康増進や生きがいづくりとともに、より積極的な活躍の場の提供が必要となっています。

一方、人間関係の希薄化に伴い地域コミュニティが脆くなりやすい社会の中で、区民一人ひとりが日々の生活を通し、人と人とを繋げる芸術文化活動を様々な世代と共に楽しみ継承していくことはとても大切です。情報技術の発達が進む中で、芸術文化を通して多様な人々のつながりやネットワークが生まれるように期待します。

今日の社会は、芸術文化においても様々な側面でグローバル化が進展し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い対等な関係を築きながら、同じ地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。多様な媒体で世界中とつながる情報化社会にあっては、映像や写真の分野など芸術文化活動の広がりや、創造的な多文化との相互交流が期待されています。

また、東日本大震災を契機として、復興の過程で芸術文化活動のもつ力が再認識されました。芸術文化に触れることにより災害によるストレスが軽減されたり、感動的な体験を通して勇気や希望が湧くなど、芸術文化には、人々に安らぎや生きがいを与え、地域を活性化する力があります。

### (3) 国・都の動向

国は平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を公布し、平成25年5月には、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を定めました。この指針の中で、地方公共団体の取組みとして、地域の特性に応じた施策の策定や施設の積極的な活用、実演芸術団体等その他の関係者及び国との相互連携・協力や、学校教育における実演芸術の鑑賞、参加機会の提供をはじめとする8つの事項を定めています。

また、文化庁は平成26年3月に「文化芸術立国中期プラン」を策定し、平成32年までの間を文化芸術振興のための「計画的強化期間」と位置付け、施設・組織、制度を整備するとしています。

東京都は、平成27年3月に2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本指針として、「東京文化ビジョン」を策定しました。この「東京文化ビジョン」の中で、東京都における文化プログラムの先導的な役割を述べるとともに、芸術文化都市東京の発信力の強化、社会や都市の課題に芸術文化の力を活用するなど8つの文化戦略を掲げています。

(参考資料

- 1 2 「劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針(平成25年5月)(抜粋)」
- 1 3 「文化芸術立国中期プラン(平成26年3月)(抜粋)」
- 1 4 「東京文化ビジョン(平成27年3月)(抜粋)」 )

## 2 芸術文化振興プランの位置付けと期間

### (1) 位置付け

現行の芸術文化振興プランの取り組み期間中、平成21年10月には目黒区の長期計画である目黒区基本計画が改定されましたが、基本目標の一つである「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」は、目黒区基本構想が掲げる「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」の実現のため、欠かせないものとして継承されました。

特に「芸術文化の振興」は、区民一人ひとりの人間性を豊かにするだけでなく、心のふれあいを通じて連帯感や地域への帰属感を培い、コミュニティの形成に大きな効果をもたらすものとして、基本目標達成のための大切な要素として引き続き掲げられています。

「芸術文化振興プラン」は、目黒区基本計画の補助計画として位置付けられています。

芸術文化振興プラン改定にあたっては、目黒区芸術文化振興条例の基本理念を踏まえ、区において関連する計画との整合性を図るべきです。

<参考>

目黒区基本計画 (四つの基本目標)

- ・豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち
- ・ふれあいと活力のあるまち
- ・ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち
- ・環境に配慮した 安全で快適なまち



## 目黒区芸術文化振興条例（抜粋）

### （基本理念）

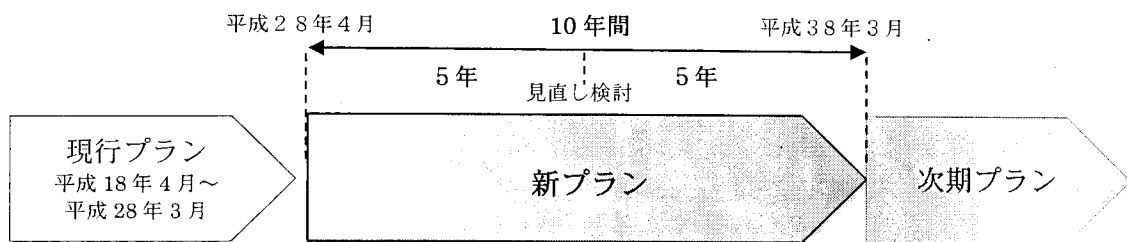
第2条 芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行うものとする。

2 芸術文化の振興に当たっては、芸術文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

### （2）計画期間

「芸術文化振興プラン」の計画期間は、10年間が妥当と考えます。  
また、概ね5年後を目途に見直しの必要性を検討すべきと考えます。

と新として、



### （3）芸術文化の範囲

人々が文化と芸術に抱くイメージは違いがあり、時代や状況によっても変わっていくものといえます。このことから、「芸術文化」について明確に定義することは困難といえます。

ただし、区における「芸術文化」を考えるにあたっては、目黒区芸術文化振興条例が目黒区文化ホールの設置を契機に制定されたことに留意する必要があります。

目黒区文化ホール、目黒区美術館において行われる活動（鑑賞、創造）の分野は、区における「芸術文化」の中核になるものと考えます。しかし、それ以外の分野についても当然に「芸術文化」であり、この計画の対象とすべきです。

#### <参考>

「文化芸術振興基本法」（平成13年12月）では、「文化芸術」という言葉が用いられ、芸術等について次のように例示されています

- ・芸術 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く）
- ・メディア芸術 映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他のわが国古来の伝統的な芸能
- ・芸能 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ・生活文化 茶道、華道、書道、その他の生活にかかる文化
- ・国民娯楽 囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
- ・民俗芸能 地域の人々によって行われている民俗的な芸能

## 第2章 現状と課題

### 1 これまでの取組み

平成17年に現行の「芸術文化振興プラン」が策定されてから10年が経過しようとしています。

この間、区は区民、団体、教育機関、企業などと連携・協力して、区民の豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指し、地域における芸術文化の振興を図ってきました。

区は施策の展開にあたり、区立の芸術文化施設を中心として様々な芸術文化情報の提供、将来の芸術文化の担い手、また社会の担い手でもある子どもたちが芸術文化に接し、親しむ機会の充実、区にゆかりのある芸術家の紹介や新進芸術家へ活躍の機会の提供など、いくつかのリーディング（先導）プログラムを設定し実施してきました。

芸術文化振興に向けた57の推進方策のうち、54の推進方策は取組みにレベルの違いはあるものの実績があります。それぞれの施策の実施内容を見ると、区民意見を反映した企画の実施やボランティアによる自主的なワークショップ運営など、芸術文化活動を通じた区民のコミュニケーションが育まれてきていることが伺われます。

平成24年に行われた、芸術文化振興プランの進捗状況を踏まえた後期計画改訂の際にも、各施策の維持・充実は必要とされ、引き続き取組みが進められてきました。

しかし、実績のある推進方策の中でも、十分な成果をあげているとは評価できない方策や、施策内容が単調になってきている方策もあると考えます。

また、芸術文化に関する情報提供体制の確立や、障害を持つ人と持たない人がともに参加する創作活動の創出など、取組みの進んでいない推進方策も残っています。

（参考資料4 現行「めぐろ芸術文化振興プラン」の実績

5 現行「めぐろ芸術文化振興プラン」の評価 参照）

### 2 芸術文化に関する意識調査結果

目黒区は芸術文化振興プラン改定にあたり、区民の芸術文化に対する意見や希望などを把握するため、平成26年9月から10月にかけて「芸術文化に関する意識調査」を実施しました。

この調査の中で、区民の皆さんが今後芸術文化の振興に大切だと思うことや、区民の芸術文化体験を充実させるために大切だと思うことは、どちらも子どもの頃から親しむ芸術文化の振興であったり、子どもの頃からの芸術文化に対する意識の育成が上位でした。

これらの結果から、芸術文化に関する意識調査では、区民の子どもに関する項目への関心の高さが見られました。

#### （1）芸術文化に対する意識

調査では、区民が芸術文化に触れたり、活動することについて「非常に大切だと思う」、「ある程度は必要だと思う」と答えた方は約95%という結果になっています。

区民にとって芸術文化は重要なものであり、区はこれまで以上に工夫を重ね、芸術文化事業を展開していく必要があります。

(参考資料7「芸術文化に関する意識調査」P7参照)

## (2) 情報の発信方法の工夫

一方、目黒区の芸術文化施策に満足しているかを問うと、50歳代以下の区民は「わからない」という回答が多く、60歳代以上の区民の回答は「ある程度満足している」という回答が多くありました。「わからない」という回答の原因としては、区の施策に興味を持てなかったり、施策を知る方法が区の発信方法と合わずに知らなかったりする場合があります。

この設問と比較して、芸術文化に触れる機会の情報の入手方法を問う設問では、50歳代以下の区民は「インターネットから」が1番多くの回答でしたが、60歳代以上の方は「新聞・雑誌」からが1番多い回答でした。

近年、インターネットによる情報収集の方法が多岐にわたる中で、区の情報発信がそれに対応できていない状況があるようです。区は、多くの区民が様々な情報収集方法によって必要な情報を入手しているという前提に立ち、少しでも多くの区民に事業の内容を知っていただくため、情報発信の方法を工夫し増やしていくよう研究する必要があります。

(参考資料7「芸術文化に関する意識調査」P26・P18参照)

## (3) 子どもの頃から親しむ芸術文化の振興

今後、芸術文化の振興に大切だと思ふこととして、「子どもの頃から親しむ芸術文化の振興」や、「日本の伝統文化に触れる機会の充実」、「高齢者が生きがいを持って親しめる芸術文化の充実」などが上位に上げられています。中でも、子どもの頃からの芸術文化に触れる体験は必要かという質問には、約97%の人が必要だと答えています。

子どもの頃からの学習機会を増加させ、芸術文化に触れる機会をさらに充実させていくことは、区民の芸術文化体験を充実させるためにも有効と考えます。

(参考資料7「芸術文化に関する意識調査」P22参照)

## (4) 気軽に参加できる芸術文化活動

住んでいる地域で行いたい芸術文化活動を聞くと、全ての年代において、「気軽に参加できる身近な芸能の公演や展覧会の鑑賞」が最も多く、次に多い回答は「著名な芸術家による専門性の高い演技や作品の鑑賞」でした。

アウトリーチ活動や作品の巡回展など、地域で気軽に参加できる芸術文化の機会の創出が必要と考えます。

(参考資料7「芸術文化に関する意識調査」P24参照)

### 3 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

平成26年3月に実施された「目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査」で、就学前児童の保護者に、子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいか聞いたところ、様々な場所を希望している中で、習い事を希望している割合は小学校低学年で70%以上、小学校高学年では85%以上になっています。

また、実際小学生が通っている習い事は上位5位までに、音楽、美術、そして舞踏と、芸術文化分野があげられていることから、区民は子どもの頃から芸術文化に触れる機会を持たせることに取り組んでいることが伺えます。

(参考資料10「目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査」(抜粋)参照)

### 4 今後の課題

#### (1) 様々な分野との連携強化による多彩な施策の展開

近年、芸術文化をキーワードにした取り組みは、様々な異なる分野と融合しながら、さらなる価値を生み出しています。例えば、区民や地域が主体となる祭りやイベントなどは、芸術文化だけではなく、観光分野や国内外の自治体交流分野との連携などにより、新たな賑わいや地域の活性化を図る手段となっています。

区が多様な芸術文化資源を生かしたまちづくりを進めていくためには、文化的要素を芸術文化振興という視点だけで捉えるのではなく、それぞれの要素がもつ魅力の再発見、再認識に努めるとともに、教育、福祉、産業経済、観光など様々な分野との連携により、芸術文化を普及・発展させていくことが必要です。

また、区は積極的に企業等との連携・協力を進め、芸術文化事業の活動の幅を広げていくことも必要です。

#### (2) コミュニティ形成や生きがいづくりをはじめとした施策の充実

前述したように、芸術文化に関する区民の意識調査では、子どもの頃から親しむ芸術文化の振興や、日本の伝統文化に触れる機会の充実、高齢者が生きがいを持って親しめる芸術文化の充実などが上位に上げられ、区民は日常生活に寄り添った芸術文化活動を望んでいることが伺われます。

区は、芸術文化を契機とした区民のつながりを促進するため、新たに芸術文化を所掌する組織を設置し、教育的視点も保ちつつ、区の組織全体で芸術文化行政を進めてきています。

今後も、今まで培ってきた芸術文化によるつながりを基礎として、それぞれの連携を促進し、コミュニティ形成や生きがいづくりをはじめとした施策を充実し、新たな発展を目指していくべきです。

### (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とする多文化の地域交流の発展

富士山や日本食の世界遺産登録、入国ビザの大幅緩和や消費税免税制度の拡充、そして円安の進行と相まって日本を訪れる外国人は増加傾向にあり、日本政府観光局(JNTO)の平成26年の統計によると、その数は年間で1,300万人を突破しました。区を訪れる外国人も、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に、さらなる増加が予想されます。

地域での多文化交流は、新しい芸術文化を生み出す創造性や、多様な価値観を受け入れる寛容性を育むとともに、地域で引き継いできた伝統文化の価値を再認識させてくれます。また、それらを大切にすることを育むことも期待できます。

有形・無形指定文化財を始め、目黒区という地域での伝統文化の継承活動など、伝統的、古典的な地域資源を活用し、海外の人々と芸術文化交流を進めるとともに、区民の芸術文化活動の中に伝統文化の再認識も図っていくよう望みます。

外国人区民に加え、海外から訪れる人々とも「芸術文化」をキーワードとした国際交流を推進していくことは、多様な芸術文化に触れる機会を提供し、生活に潤いを与え、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現に寄与します。

日常生活の中で実体験できるような多文化芸術や伝統文化を通じ、新たに得られた人材や体験等をレガシー(2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした芸術文化遺産)として、次世代に継承していく継続した取組みを望みます。

### (4) 区立芸術文化施設のさらなる活用

芸術文化に関する意識調査からも判るように、芸術文化に触れる機会を求めて、近隣区に限らず、他の自治体や海外に出かける区民が多数います。また一方で、目黒区の文化ホールや美術館の実績を見ると、他の自治体からの来館者も多くいます。

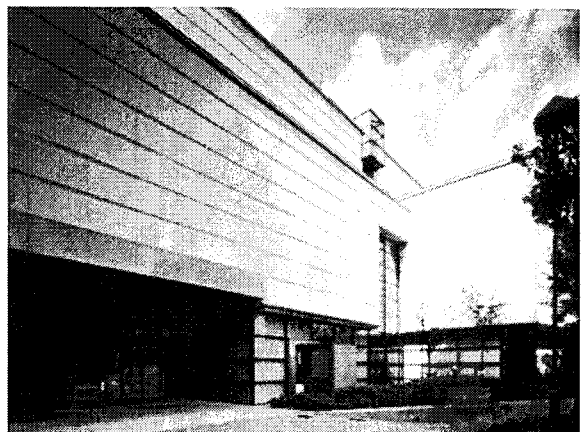
文化施設は芸術文化の拠点として大切な役割を担っています。

目黒区の重要な芸術文化拠点の一つである、目黒区美術館は昭和62年に東京23区内では6区目にあたる区立美術館として開館されました。

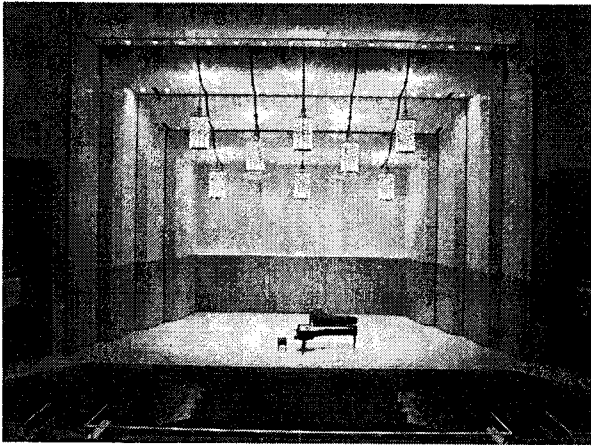
荻須高德や藤田嗣治を始めとした、日本人作家の戦前戦後にわたる作品や目黒区にゆかりの深い作品、作品過程を理解できる資料など近代から現代にいたる我が国の美術の流れを体系的に理解できるようなコレクションを所蔵し、長年、目黒区民を始め多くの人々に様々な芸術文化を享受する機会を提供し続けてきました。

特に日常生活の中の美や作品のなりたちと素材・技法に目を向けるワークショップ活動は、鑑賞機会に偏りがちな美術館における新たな試みとして、目黒区美術館の大きな特色であり、現在も毎年高い評価を得ています。

しかし、時の経過とともに施設が老朽化しつつあり、今後策定される区有施設見直し計画などを踏まえたうえで、必要な維持管理等を行い長寿命化を図るとともに、区の宝としてさらなる活用も図るべきです。



また、平成14年度に文化ホールとして開設された、めぐろパーシモンホール大ホール（1,200席）、小ホール（200席）及び中目黒GTプラザホール（150席）は、それぞれ大変高い利用率を保ち、区民の芸術文化活動拠点の1つとなっているところです。特にめぐろパーシモンホールは、都内としてはめずらしく豊かな光と緑を



いなくホールで、音響反射板を採用した生の音の豊かな響きと、ゆったりとしたリクライニング式の座席によって、心地よい空間を生み出すホールです。利用頻度の高さもあり、この上質な空間を保つためには、音響、照明等の設備更新が必要となります。

故障などで区民の利用に支障が出ないように、計画的な維持管理を行い、目黒区の芸術文化の拠点の一つとして、さらなる活用を図ることを期待します。

文化施設は、芸術文化の鑑賞や活動の場としてだけでなく、区民の芸術文化交流の場や芸術文化にかかわる人材の育成の場、学校教育における芸術文化の鑑賞・参加の場や芸術文化普及活動の場としての活用も、これまで以上に積極的に取り組むことが必要です。

一方、区民センター・中小企業センターホール（400席）を活用している芸術文化活動団体も多くあり、今後も区有施設見直し計画などを踏まえたうえで、区民センター・中小企業センターホールの活用も図るよう期待します。

## 第3章 芸術文化振興プランの基本的な考え方

### 1 芸術文化振興の目的

目黒区の芸術文化振興の目的は次のとおりすべきと考えます。

区民が普段から芸術文化に触れられ、  
自ら身近な芸術文化活動に関わり、  
芸術文化によるコミュニケーションが活発になるのを目的とし

「文化縁」の形成とその充実を図り、  
芸術文化の振興を図ります。

芸術文化の分野は、人々が年齢、性別、所得や国籍などにとらわれることなく、芸術文化という共通事項をきっかけとし、様々な境界を超えて人と人との「縁」を結ぶことができます。目黒区は、この「縁」を「文化縁」とし、「文化縁」の形成に力を入れてきました。

これからの芸術文化振興プランは、これまで培ってきたそれぞれの「文化縁」を下地として、さらにこの「文化縁」の充実を図ることで、コミュニケーションやネットワークを広げ、あまねく区民が芸術文化を享受できる状況を生み出すことを目的とすべきです。

#### ※「文化縁」について

現行の芸術文化振興プランを策定した時、当時の目黒区芸術文化振興計画策定委員会では、芸術文化を契機として、人々の間に生まれる新しく豊かなコミュニケーションと、それを通して形成される人々のつながり（コミュニケーション、ネットワーク）を「文化縁」と名づけました。

区はそれを受け、芸術文化振興プランの中で、「文化縁」の形成を、目黒区が目指す芸術文化振興の大切な考え方としています。

## 2 芸術文化振興の目標

### (1) 芸術文化への多彩なアプローチづくり

区民のニーズとしては意識調査にみられるように、気軽に参加できる身近な芸術文化や地域で触れられる芸術文化の機会の充実が求められています。

区民が求める、多種多様な芸術文化への欲求にこたえていくために、文化施設や地域の集会施設などの設備や特色を活かした多彩な事業展開を行うとともに、多くの芸術文化を紹介し、区民一人一人に芸術文化に触れる機会を提供していくべきです。

特に、区民が芸術文化活動を気軽に行い芸術文化を身近に感じられるように、従来までの学校教育、生涯学習や芸術文化施設を中心とした事業の展開に加え、放課後の子どもの活動や高齢者の集まりなどを視野に入れ、それぞれの地域の公共施設等を活用したアウトリーチ活動などを推進していくべきです。

### (2) 芸術文化活動の支援

区民を主体とした、地域における芸術文化活動は、人々に安らぎや生きがいを与え、地域における連帯感や豊かなコミュニケーションを育てます。

区は、地域の自主的な芸術文化活動を支援し、文化団体やボランティアの活動機会の充実を図るよう具体的な施策を推進すべきです。

特に子ども達の心を豊かに育むため、子ども達自身が参加し、自ら連帯感や表現する喜びを感じることでできる芸術文化活動の場の創出促進を望みます。

また、区民一人一人が、世代や生活形態にかかわらず芸術文化に親しみ、生涯にわたって自ら芸術文化活動を楽しめるように、芸術文化活動の場の提供や自らが芸術文化活動を楽しむための取組みを支援するとともに、芸術文化施設の環境整備や利用サービスの向上に努めるよう望みます。

### (3) ネットワークの充実

区民が主体的に芸術文化活動を行う中で、互いに共感し、感動しあい、人々の間に芸術文化をきっかけとして形成される新しいコミュニケーションやネットワークである「文化縁」は、学校教育や生涯学習を中心としたきっかけづくりから、区民生活のコミュニティ形成や生きがいづくりなど新たなステージへと展開しています。

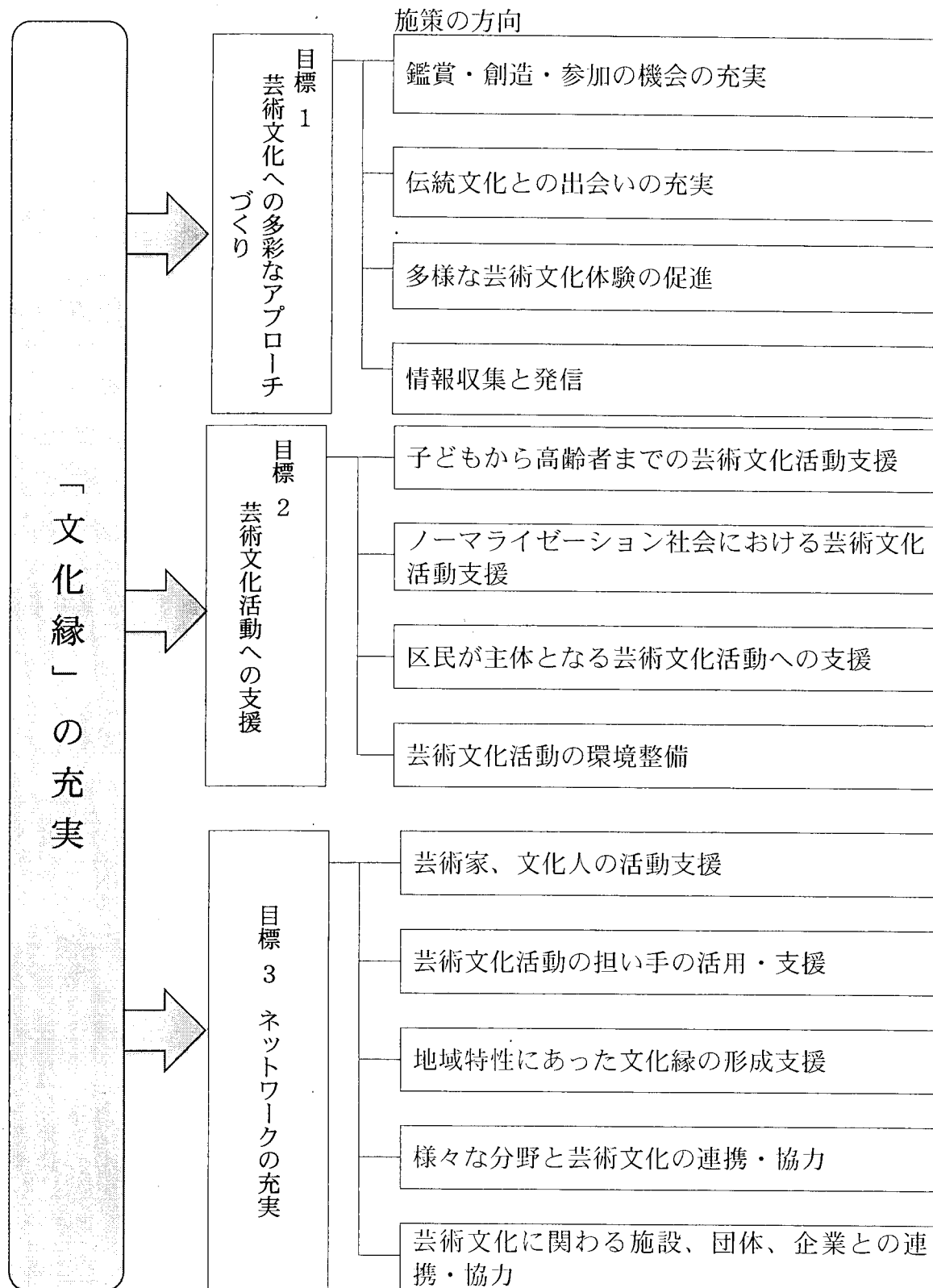
今後、国内外の都市や企業、団体等との芸術文化交流を進める中で、より多彩な「文化縁」の展開が考えられ、今まで培ってきた「文化縁」を基礎として、それぞれの「文化縁」相互の連携を促進するとともに、多文化との共生や他分野、企業等との連携により、新たな「文化縁」への発展、充実を目指すべきです。



## 第4章 芸術文化振興に向けた施策の推進

### 1 体系図(案)

区の芸術文化振興に向けた施策推進にあたって、第3章において示した目標を実現するため、次のとおり施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進を図ることを提案します。



## 2 施策の方向

### 【目標1】 芸術文化への多彩なアプローチづくり

#### (1) 鑑賞・創造・参加の機会の充実

芸術文化に関しては、入門的な講座からより高度なレベルの講座までを、住居や勤務地に近く親しみのある公共施設を活用した公演やアウトリーチ活動などを通して、区民に身近な芸術文化に触れる機会を増やしていくべきです。

アウトリーチ活動は、区立文化施設に留まらず、学校、高齢者施設、障害者施設や病院など、柔軟な展開の実現に努めるべきです。

#### (2) 伝統文化との出会いの充実

伝統文化の大切さについて理解、認識を深めるとともに、後継者の育成や鑑賞の機会の充実につながるよう、伝統文化教室など、伝統文化の体験、鑑賞機会の提供や発表機会の確保に努めるべきです。

また、地域に根ざした伝統芸能の継承を支援するとともに、新たな価値を見出すための取組みを推進していくよう望みます。

#### (3) 多様な芸術文化体験の促進

小中学校などの学校教育における芸術文化に関する体験学習の充実を図り、学校間における芸術文化に係る交流も深めるべきです。芸術文化に触れる体験学習等においては、子どもだけでなく教員も共に体験していくべきです。

また、生涯学習における芸術文化への機会の創出として、区と教育委員会が連携し、社会教育館等を活用した、公演、講座等を展開するとともに、講座等の卒業者による芸術文化活動団体に対する支援を期待します。

#### (4) 情報収集と発信

芸術文化に関する情報や資料などを容易に入手できるよう、情報通信技術の新たな活用方法を研究し、様々な情報収集と多彩な情報発信方法を検討、実現していくよう望みます。

また、地域における芸術文化活動を紹介、発信していく仕組みを検討すべきと考えます。

## 【目標 2】 芸術文化活動への支援

### (1) 子どもから高齢者までの芸術文化活動支援

子育て中の保護者が子どもと共に芸術文化に親しみ、自ら芸術文化活動を楽しめるよう、鑑賞機会への支援や大人と子どもを対象にした事業に取り組むよう望みます。

小中学校の子どもが、放課後や休日に芸術文化に親しむことができるように、子育て部門と芸術文化部門は地域の人々と連携をとって、芸術家の派遣や場の提供など、芸術文化活動の支援を望みます。

また、子ども達が自ら連帯感や表現する喜びを感じとり、社会性を持って人と人との関係を築いていけるよう、学校の枠を超えて活動内容の発表をする場の提供を期待します。

芸術文化部門と高齢者福祉部門で連携し、高齢者施設で行われている書道や絵画、歌やダンス等の芸術文化に関わる事業を推進し、地域における交流機会を増やすことにより、子どもから高齢者まで、参加する人々の生きがいの向上を目指し、芸術文化活動をより楽しめるような支援を望みます。

### (2) ノーマライゼーション社会における芸術文化活動支援

障害をもつ人も、もたない人も共に芸術文化に親しみ、芸術文化活動を楽しめるよう、ワークショップなどの参加型事業を積極的に案内していくべきです。また、障害の有無に関わらず運営している施設へ積極的なアウトリーチ事業の実施に努めるよう望みます。

障害をもつ人はそれぞれの障害特性により、芸術文化に関わるために支援が必要となる場合があります。

自ら積極的に芸術文化活動に携わる機会を持てるよう、コーディネーター役を育成するなど、共に芸術文化活動を続けていく方法を検討する必要があります。

### (3) 区民が主体となる芸術文化活動への支援

区民が芸術文化に親しみ、生涯にわたって主体的な芸術文化活動を行っていけるよう、場の提供などの必要な支援の取り組みを望みます。

また、区民の芸術文化活動を推進するため、文化施設の運営においては、利用時間への配慮や利用者要望の把握に努められるよう、運営改善につながる仕組みを整備してください。

### (4) 芸術文化活動の環境整備

文化施設は、全ての人々が快適に芸術文化を享受できる空間を提供するため、計画的なメンテナンスを継続し、環境整備に努めなければなりません。

また、文化施設以外の庁舎、学校や社会教育館などの公共施設についても、芸術文化の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特性に応じた人材の育成や教育普及活動の場として活用できます。

区民がこれらの文化施設等で行われる様々な活動に参加しやすいように、交通の便や夜間の講座設定等時間帯などにも配慮した施策を望みます。

### 【目標3】 ネットワークの充実

#### (1) 芸術家、文化人の活動支援

平成22年の国勢調査によると、職業として著述家、美術家、音楽家など芸術文化関係の仕事に従業している区民は5,430人であり、区民全体の4.5%となっています。

これは、全国の0.8%、東京都の2.4%、特別区部の2.7%に比べても高く、特別区内でも3番目に高い地域になっています。

目黒区では、これら芸術文化に携わる区民が、地域で活動を行うきっかけづくりとして、今後活躍が期待される芸術家を発掘し、活動を紹介する公演や展覧会を実施していくよう期待します。

また、これからの芸術文化を担っていく新進気鋭の芸術家や文化人に活動の場を提供したり、地域へ紹介していくなど、芸術家や文化人と地域とを結ぶ機会の推進や支援をし、区内在住や区にゆかりのある芸術家と地域との事業における協力体制をより強化するよう望みます。

#### (2) 芸術文化活動の担い手となる区民への支援

芸術文化の担い手は、専門家や団体だけでなく、その最も多くを占めるのは、区民一人一人です。区民一人一人が身近な場所で、自分に適した芸術文化に出会うきっかけを作るため、区内で活動する芸術文化団体等の公演や展覧会の機会を創出するとともに、区民に広く紹介する情報発信の仕組みをつくるべきです。

また、芸術文化施設の運営において、ボランティアの育成を推進し、一人一人が芸術文化事業のサポーターになれるよう、企画等に参画できる環境を作るよう望みます。

#### (3) 地域特性にあった文化縁の形成支援

目黒区は閑静な住宅地のイメージがあり、特性と呼べるものが際立っていないと思われがちです。しかしながらこれまでも、インテリアストリーートの事業者と協力した展覧会や区役所総合庁舎を活用したガイドツアー、旧前田家本邸を活用したサロンコンサートなど好評を得た事業を行っています。これからも、様々な施設を活用するとともに目黒区ならではの地域特性を調査研究し、発展に向けた取り組みを進めるべきです。

#### (4) 様々な分野との芸術文化の連携・協力

様々な分野と連携、協力することによって、「文化縁」は今までにない芸術文化のつながりにも発展する可能性を秘めています。

芸術文化を介した国際交流事業の実施や海外の芸術作品の鑑賞機会の提供を推進するとともに、外国人区民との交流を図る催しや日本の伝統文化講座など、多文化理解を深める取組みの実施を期待します。

友好都市など、他の自治体との交流は互いの民俗芸能や風習を交歓することで、目黒区に、これまで馴染みのない文化や共通する文化の発見など、文化のつながりを広げてくれます。

また、観光分野は街歩きや文化財めぐりなど芸術文化との共通点も多く、スケッチ、写真などの芸術文化活動、サロンコンサートや建造物の紹介、鑑賞など、数多くの連携した取組みの展開が考えられます。

#### (5) 芸術文化に関わる施設、団体、企業との連携・協力

芸術文化に関わる施設においては、それぞれに専門的知識、人材、設備等を活かした企画を行っています。

今後は、目黒区の芸術文化施設も、目黒区内、区外の芸術文化施設と互いの連携を強化し、補い合い、共に周知していくような企画を検討、実施し、連携協力のつながりを広げていくべきと考えます。

また、社会貢献や地域貢献を行う企業や団体と連携し、区民の芸術文化活動を推進するよう望みます。

## 第5章 芸術文化振興プランの推進体制

### 1 区の推進体制

区は、さまざまな立場の区民一人一人が、芸術文化に親しみ、触れる機会をもつことができるように、文化施設における事業をはじめ、教育の場や地域生活の場における総合的な事業展開を図る必要があります。

芸術文化を専門とする部署のもと、学校教育や生涯学習、子育て、福祉部門など各部署が連携、協力していくことによって、積極的に芸術文化施策を展開し、区民要望に応え、「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の実現に取り組んでいくための体制づくりを期待します。

### 2 様々な芸術文化活動主体と連携する仕組み

区民生活における多様なコミュニティ形成を図るには、区と様々な芸術文化活動主体とが連携し、協力体制を広げていく必要があります。区は、区民の芸術文化活動と連動するような事業運営を促進するとともに、民間の文化施設など幅広い分野と連携し、施策を推進していかねばなりません。

また、区が芸術文化活動団体、区内の芸術家や文化人、芸術文化の活動をする区民サークル等と互いに連携をとることにより、新たな事業展開と人材の活用を図ることを期待します。

さらに、国内外の交流分野や観光分野との連携、協力等による多彩な事業展開を望みます。

### 3 施策の進捗状況の把握と評価

区は、各施策の進捗状況を定期的に把握し、実績評価することにより、効果的な事業運営に取り組むことが必要です。

芸術文化施設の運営にあたっては、指定管理者制度を導入していることから、指定管理者が持つ民間のノウハウをより積極的に活用することも必要です。

特に、区民の自主的な芸術文化活動やコミュニティ形成と連動するような、指定管理者の事業運営を進めていく必要があります。

参考資料

別紙表紙参照